

【保健課からのお知らせ①】 国民健康保険について

◎ 国民健康保険証の手続きをお知らせします

国民健康保険を脱退する手続きが必要な場合	国民健康保険に加入する手続きが必要な場合
就職して新しく会社の健康保険に加入したとき	退職して職場の健康保険を任意継続しないとき
町外に転出するとき	転入された方で、前市町村でも国民健康保険に加入していた方
生活保護が開始したとき	出生したとき（親が国民健康保険に加入している）
死亡したとき	

※結婚して氏名が変更になる場合や、町内で住所が変わる場合も、変更の届出が必要となります。

◎ 進学して町外へ転出する方へ

国民健康保険は、本来お住まいの市町村で加入いただくものですが、進学により町外へ転出する場合は、引き続き家族と一緒に本町の国民健康保険に加入することができます。該当の方は①学生証または在学証明書（合格通知は使用できません）、②印鑑（スタンプ印は不可）、③国民健康保険証を役場まで持参してください。

※保険証の交付を受けるのは、学生の期間に限ります。事情により学生の身分に異動があるときは必ずお知らせください。また、引き続き在学していることを確認するため、保険証の有効期間は1年ごととしていますので、毎年4月に更新手続きをお願いします。卒業時も脱退の手続きが必要です。

【保健課からのお知らせ②】 後期高齢者医療制度 ～保険料率の見直しについて～

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。北海道における平成30・31年度の新しい保険料率は次の通りです。（平成30年度の保険料率は7月にお知らせします。）

●均等割 (被保険者が等しく負担)	平成30・31年度 (年間) 50,205円 (396円増)
●所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成30・31年度 (年間) 10.59% (0.08%増)
●賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成30・31年度 (年間) 62万円 (5万円増)

■ 保険料の計算方法（平成30年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 50,205円	+	所得割 (平成29年中の所得 - 33万円) × 10.59%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
----------------	---	------------------------------------	---	-------------------------

- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■ 保険料の軽減について（平成30年度）

①均等割の軽減… 世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間の均等割額	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	5,020円	約100円増
33万円	8.5割軽減	7,530円	約100円増
33万円+ (27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	25,102円	約200円増
33万円+ (50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	40,164円	約300円増

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和28年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特例措置として、所得割がかからず、均等割が5割軽減となります（平成29年度は7割軽減）。

なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

③ 所得割の軽減が見直しされました

平成29年度は一定の所得以下の方について、所得割が「2割」軽減されていましたが、平成30年度から、「軽減なし」へ変更になりました。

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を年金から天引きされている方へ

4月からは平成30年度分として保険税（料）が仮徴収されます。4月・6月・8月に徴収される保険税（料）は平成30年2月徴収額と同額となります。7月に確定した年間の保険税（料）を通知します。

なお、年金天引きをしている方で、納付方法を口座振替に変更したいという方はお申出ください。口座振替に変更した上で、年8回での納付となります。年金天引きから納付書納付への変更はできませんのでご了承ください。

年金天引きによる納付	口座振替による納付
年金支給月（年6回）に自動的に年金から天引きとなります	各納期限の日（7月から2月まで）に指定された金融機関口座より振替となります